



## 乳幼児医療費受給者証の更新申請について

毎年9月は乳幼児医療費受給者証の更新時期です(0歳児を除く)。現在お持ちの受給者証は、有効期限が9月末日となっておりますので、更新の手続きを行ってください。

## ▶ 対象者

町内に住所を有する1歳～就学前までの児童

## ▶ 申請に必要なもの

・印鑑(認め印可)

- ・児童の健康保険被保険者証
- ・世帯全員(児童は除く)の所得課税証明書(平成24年1月2日以降に転入された方のみ)

## ▶ 受付期間及び時間

9月3日(月)～9月28日(金)

8:30～17:15まで

(ただし、土、日、祝日を除く。)



## 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入できる外国人の適用範囲が変更になります

7月9日から住民基本台帳法の一部改正により、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入できる外国人の適用範囲が、原則1年以上の在留期間から、在留期間が3か月を超えていて住所を有する外国人

に変更になりました。

詳しいことについては、町民課へお問い合わせください。



## 知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方

対象となる労働者：建設業の現場で働く人

掛金：日額310円

## ★特徴

◎国の制度なので安全、確実、申込手続きは簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

※詳しいことは最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

## ▶ 問い合わせ

建退共支部

☎ 822-6181



## ご存じですか？ 公証制度

10月1日(月)から10月7日(日)は、「公証週間」です。「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。

公証週間中は、土曜日、日曜日でも無料相談を行います。



## 無料公証相談

## ▶ 日時

10月6日(土)・7日(日)

10:00～12:00及び13:00～16:00

## ▶ 場所 高知合同公証役場

(電話相談もできます。)

高知市本町1-1-3

朝日生命高知本町ビル3階

(中央公園西、堀詰電停北)

## ▶ 問い合わせ

☎ 823-8601・☎ 824-8427・☎ 872-4764